

# 令和5年度 大阪 I R 区域整備計画の実施状況の概要

## ○目標の達成状況について

項目	基本方針に定める目標		
	(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること	(2) 世界中から観光客を集めること	(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと
項目	○世界水準のオールインワンMICE拠点の形成 大規模国際会議や大阪・関西が強みを有する産業をテーマとした展示会等を新たに誘致・開催し、大阪・関西の経済活性化と都市魅力の向上につなげるとともに、我が国のMICE開催件数の増加やMICE競争力の向上に寄与	○国内外からの集客力強化への貢献 世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪を促進し、大阪における訪日外国人旅行者数や旅行消費額の更なる増加を図るとともに、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円にするという政府の観光戦略の目標達成に寄与	○日本観光のゲートウェイの形成 世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、大阪 I R への来訪者を大阪府域や関西・西日本・日本各地へ送り出し、I R 立地に伴う集客効果を各地に相乗的に波及
成果目標※1	2030年秋頃の I R 開業を目標に、令和7年（2025年）春頃に I R 建設工事の発注及び着手を行うほか、I R 事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗	2030年秋頃の I R 開業を目標に、令和7年（2025年）春頃に I R 建設工事の発注及び着手を行うほか、I R 事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗	2030年秋頃の I R 開業を目標に、令和7年（2025年）春頃に I R 建設工事の発注及び着手を行うほか、I R 事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗
設定理由	世界水準のオールインワンMICE拠点の形成を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各 I R 施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃の I R 開業に向け、事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定	国内外からの集客力強化への貢献を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各 I R 施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃の I R 開業に向け、事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定	日本観光のゲートウェイの形成を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各 I R 施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃の I R 開業に向け、事業工程に沿って着実に I R 施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定
令和5年度の状況※2	MICE施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施	各 I R 施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施	送客施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施
経年指標等を用いた要因分析※3	令和7年（2025年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年（2025年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年（2025年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進
翌年度以降における改善に向けた取組等	—	—	—

※1 I R 開業（2030年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね3年前まで）、開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。

※2 特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

※3 要因分析：最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（成果目標及び達成状況）

項目	基本方針に定める目標				
	ア	イ	ウ	エ	オ
項目	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	経済的社会的効果	IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制	カジノ事業の収益の活用	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等
成果目標※1	2030年秋頃を目標にIR施設を開業	2030年秋頃を目標に資金調達総額約1兆2,700億円の投資を実行	2025年春頃を目標にIR建設工事に着手し、2030年夏頃を目標にIR施設の所有権を取得	(報告対象外)	令和13年度末を目標に、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー+問題ギャンブラー）を令和5年度実測値（3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】）から低減
設定理由	国内外からの集客力強化への貢献を実現し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に寄与するためには、認定区域整備計画に記載する各IR施設の計画内容を適切に具体化しながら、事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗させ、先ずは、2030年秋頃のIR施設の開業を確実に実現することが重要であるため、事業工程に沿ったIR施設の開業を成果目標として設定	経済的社会的効果を達成するためには、認定区域整備計画に記載する投資計画に沿って、先ずは、IR施設の開業までの経済的社会的効果として最も大きな効果が見込まれる初期投資を確実に実行することが重要であるため、投資計画に沿った初期投資の実行を成果目標として設定	IR事業を安定的・継続的に運営するためには、先ずは、IR施設の設計・建設を進める上で必要となる資金の確保及び実施体制の構築（中核株主とのデベロップメントマネジメントに係る契約の締結、設計会社及び建設会社との委託契約及び請負契約の締結）をし、事業工程に沿って設計・建設を進捗させることが必要であり、これらの達成が確認できるIR建設工事に着手及びIR施設の所有権の取得を成果目標として設定	(報告対象外)	区域認定された年度内を目標に測定した実測値から低減をめざしているため、成果目標に記載した実測値は、令和5年度において実施した調査で測定された値を設定 実効性のある対策になるよう総合的かつ計画的に取り組むため、毎年度「ギャンブル等依存症対策推進本部」及び「ギャンブル等依存症対策推進会議」において、施策の進捗状況を評価し、必要に応じて施策・事業の見直し等を行う
令和5年度の状況※2	IR施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施	初期投資額約12,689億円に対して、令和6年3月末時点で、中核株主より累計241.65億円の投資を完了 金融機関との間で5,300億円のシニアローンの融資契約、少数株主（22社）との間で計1,270億円の株式引受契約を締結	令和5年度末までに、中核株主との間でデベロップメントマネジメントに係る契約、設計会社との間でIR施設の設計に係る委託契約を締結 少数株主（22社）との間で株式引受契約、金融機関との融資契約を締結	(報告対象外)	令和5年度実測値 3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】
経年指標等を用いた要因分析※3	令和7年（2025年）春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年（2025年）春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年（2025年）春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	(報告対象外)	大阪府において、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー+問題ギャンブラー）について調査を実施
翌年度以降における改善に向けた取組等	—	—	—	(報告対象外)	—

※1 IR開業（2030年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね3年前まで）、開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。

※2 特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。

※3 要因分析：最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 1 / 3

要求基準		令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
要求基準1	1～5号施設に関する政令要件への適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した各IR施設の計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>専門家意見等も踏まえてIR区域における液状化対策の詳細内容について検討を行い、液状化対策工事に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業の工程については、認定区域整備計画に記載した工程に沿って各種取組を進めていく</li> <li>各IR施設の詳細設計、環境影響評価手続、各種許認可等の取得に向けた行政協議・手続、工事調整等を実施</li> <li>令和6年夏頃より準備工事に着手</li> <li>各IR施設の詳細内容等については、認定区域整備計画に記載した各IR施設の計画内容に沿って、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく</li> </ul>
要求基準2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ施設について、IR関係法令等で定める基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ施設の細内容等については、IR関係法令等で定める基準等を遵守した上で、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく</li> </ul>
要求基準3	IR区域の一体的な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年9月に大阪市・IR事業者で事業用定期借地権設定契約を締結</li> <li>道路の上空における十分な幅員の立体横断施設的设计等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年夏頃を予定している大阪市からIR事業者への土地引渡しに向け、必要な手続等を進める</li> </ul>
要求基準4	IR施設を確実に設置できる根拠（IR区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年9月に大阪市・IR事業者で事業用定期借地権設定契約を締結</li> <li>中核株主による出資</li> <li>令和6年3月にIR事業者・金融機関で融資契約を締結</li> <li>令和6年3月までにIR事業者・少数株主で株式引受契約を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年夏頃を予定している大阪市からIR事業者への土地引渡しに向け、必要な手続等を進める</li> <li>初期投資に必要となる資金需要については、認定区域整備計画に記載した資金調達計画に沿って、適切に対応していく</li> </ul>
要求基準5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	(報告対象外)	(報告対象外)
要求基準6	地域における合意形成の手続	(報告対象外)	(報告対象外)
要求基準7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業の実施に係る収賄等の不正行為の防止並びに公正性及び透明性を確保することの重要性を十分に理解し、これに適切に対応した定款、反社会的勢力排除のための行動指針、業務プロセスに係る内部統制資料等を作成</li> <li>監査人1名を設置し、監査人監査を実施</li> <li>内部監査として、内部統制の整備状況及び運用状況を監査人に直接報告し、監査法人とも意見交換を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した基本的な考え方に則り、コンプライアンス推進体制の構築を適切に図っていく</li> </ul>

※特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 2/3

要求基準		令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
要求基準8	IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力排除のための行動指針を作成</li> <li>行動指針に規定する委託先選定プロセスに基づき、IR事業の各種業務に係る契約相手方の暴力団員等の該当性を確認</li> <li>新たに追加した少数株主について、暴力団員等の該当性を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に定めた基本方針に則り、IR事業者において行動指針・各種行為準則等の作成を進めるとともに、IR施設の建設工事請負や物品の調達等の契約締結に際しての確認を実施し、反社会的勢力の排除を徹底する</li> </ul>
要求基準9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して、現在まで不正な働きかけを行っていない【IR事業者・府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して、今後も不正な働きかけを行わない【IR事業者・府市】</li> </ul>
要求基準10	IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルについて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を実施【府市】 <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪メトロ中央線の延伸及び大阪IR直結の新駅整備</li> <li>舞洲東交差点の立体交差化</li> <li>夢洲幹線道路の6車線化</li> <li>（仮称）夢洲北高架橋・（仮称）夢洲南高架橋の整備</li> <li>観光外周道路の整備</li> <li>夢洲北側護岸の係留施設等の整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルについて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に詳細設計・施設整備を進めていく</li> <li>夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を引き続き推進【府市】</li> </ul>
要求基準11	カジノ事業の収益がIR事業に活用されることにより、IR事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核株主との間でデベロップメントマネジメントに係る契約、設計会社との間で設計委託契約を締結する等、IR施設の設計・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務を実施</li> <li>長期事業期間の設定、適切な事業実施体制の構築、株式譲渡制限、金融機関からの長期融資、株主及び協力会社からの支援体制の構築により、IR事業の継続的な実施の確保</li> <li>令和6年3月に融資金融機関との間で直接協定を締結【府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業の進捗や業務内容に応じて、必要となる事業実施体制等を適切に構築しながら、IR事業の一体的かつ継続的な実施を確保していく</li> </ul>
要求基準12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	(報告対象外)	(報告対象外)
要求基準13	IR事業者が会社法に規定する会社であること、IR事業の専業	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR区域北側護岸に整備する係留施設について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>IR施設の設計・環境影響評価手続・行政協議等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR区域北側護岸における係留施設等の詳細内容等について、今後の詳細設計・施設整備において具体化する</li> </ul>
要求基準14	IR事業者によるIR施設の所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年春頃予定のIR建設工事に係る建設工事請負契約の締結及び工事の着手に向け、認定区域整備計画に記載した各IR施設の計画内容に沿って設計等に着手</li> <li>環境影響評価手続について、令和5年10月に準備書を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設会社との間で建設工事請負契約を行うことによりIR施設の建設を行い、IR施設の完成後に建設会社よりIR施設の引渡しを受け、自らを所有者とする所有権保存登記を行い、全てのIR施設の所有権を保有する</li> </ul>

※特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 3/3

要求基準		令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
要求基準15	I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• I R関係法令等で定める基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>• 「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意</li> <li>• I R施設について、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等を実施</li> <li>• I R事業者との間で、ギャンブル等依存症対策のあり方等について意見交換を行うとともに、カジノ施設の設計内容について協議・調整を行った【府市】</li> <li>• I R事業者との間で、防犯上の観点も踏まえた I R施設の設計内容や治安・地域風俗環境対策のあり方について、意見交換や協議・調整を行った【府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• I R関係法令等で定める基準等を遵守した上で、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく</li> <li>• ギャンブル等依存症対策について、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、認定区域整備計画に沿って対策内容を具現化していく</li> <li>• 防犯上の観点も踏まえた各 I R施設の詳細内容等について、認定区域整備計画に沿って、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく</li> <li>• 治安・地域風俗環境対策について、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と協力し、認定区域整備計画に沿って対策内容を具現化していく</li> </ul>
要求基準16	カジノ事業収益を活用した、I R事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性	(報告対象外)	(報告対象外)
要求基準17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夢洲まちづくり関連インフラ等の整備及びギャンブル等依存症対策の充実・強化を先行的な取組として実施【府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• I R開業前においても、引き続き先行的に必要な施策及び措置を着実に進めていく【府市】</li> </ul>
要求基準18	I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MICE施設、各 I R施設、送客施設について、認定区域整備計画に沿って設計等に着手</li> <li>• 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業の進捗に合わせて、引き続き市場環境の予測に変更がないか等を確認するとともに、各種データ等の精緻化を図る。また、認定区域整備計画に沿って、経済波及効果等を最大化するための取組や推計値の実現に向けた取組を着実に実施する</li> </ul>
要求基準19	都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」(R5.3策定)に基づき、総合的かつ計画的に取り組んだ。【府市】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高校生向け依存症予防啓発ツールを作成</li> <li>➢ 「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設</li> <li>➢ ギャンブル等依存症相談支援アプリについて幅広く周知</li> <li>➢ シンポジウム開催、啓発動画作成</li> <li>➢ SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施</li> <li>➢ 弁護士による借金専門相談を実施</li> <li>➢ 医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成</li> <li>➢ 「(仮称)大阪依存症センター」の機能検討</li> <li>➢ 実態把握調査を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進し、総合的かつ計画的に取り組んでいく【府市】</li> <li>• I R開業までの警察署等の設置、警察職員の増員に向け、予算措置を含めて適切に取り組んでいく【府市】</li> </ul>

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 1/3

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
評価基準1	コンセプトが明確で優れていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した各IR施設の計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>専門家意見等も踏まえてIR区域における液化化対策の詳細内容について検討を行い、液化化対策工事に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業の工程については、認定区域整備計画に記載した工程に沿って各種取組を進めていく</li> <li>各IR施設の詳細設計、環境影響評価手続、各種許認可等の取得に向けた行政協議・手続、工事調整等を実施</li> <li>令和6年夏頃より準備工事に着手</li> <li>各IR施設の計画内容等については、認定区域整備計画に記載した各IR施設の計画内容に沿って、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく</li> </ul>
評価基準2	建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した建築物の外観や内装、配置計画等の方針に沿って、各IR施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、「結びの水都」を空間全体で具現化していく</li> </ul>
評価基準3	これまでにないスケールを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した各IR施設の計画内容に沿って、各IR施設の設計等に着手</li> <li>環境影響評価手続について、令和5年10月に準備書を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、MICE施設・魅力増進施設・送客施設・宿泊施設等から成る統合型リゾートを具現化していく</li> </ul>
評価基準4	ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載するユニバーサルデザイン・多文化共生の考え方を踏まえ、各IR施設の設計等に着手</li> <li>床面積が2,000㎡以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度」に基づき、各IR施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準5	MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の計画内容に沿って、MICE施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準6	重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の計画内容に沿って、MICE施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準7	MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の設置運営方針や誘致見込み等を踏まえ、MICE施設の設計等に着手</li> <li>「大阪MICE誘致戦略」（R5.3策定）により、大阪が強みを有する分野の重点分野への位置付けや誘致ターゲットを示し、MICE誘致に向けた取組を推進【府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> <li>「大阪MICE誘致戦略」に基づき、引き続きMICE誘致に向けた取組を着実に進めていく【府市】</li> </ul>
評価基準8	日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した魅力増進施設の計画内容に沿って、魅力増進施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準9	各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した送客施設の計画内容に沿って、送客施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準10	客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した宿泊施設の計画内容に沿って、宿泊施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>

※特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪 I R 区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 2 / 3

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
評価基準11	レストランなどの飲食サービス等が優れていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した宿泊施設の飲食施設やその他付帯サービスの計画内容、運営方針等を踏まえて、宿泊施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準12	事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	(報告対象外)	(報告対象外)
評価基準13	コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した来訪及び滞在寄与施設の計画内容に沿って、来訪及び滞在寄与施設の設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準14	I R 全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ施設について、管理や警備、依存症対策等が適切に実施できるよう、I R 関係法令等で定める基準等に従って、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I R 関係法令等で定める基準等に従うとともに、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に詳細設計・施設整備を進めていく</li> </ul>
評価基準15	国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルについて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を実施【府市】</li> <li>※ 個別の取組については、要求基準10のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルについて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、詳細設計・施設整備を進めていく</li> <li>夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を引き続き推進【府市】</li> </ul>
評価基準16	交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲第2期区域について、サウンディング型市場調査を実施【府市】</li> <li>夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を実施【府市】</li> <li>※ 個別の取組については、要求基準10のとおり</li> <li>「大阪MICE誘致戦略」(R5.3策定)により、大阪が強みを有する分野の重点分野への位置付けや誘致ターゲットを示し、MICE誘致に向けた取組を推進【府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夢洲まちづくり構想及び夢洲まちづくり基本方針に沿って、国際観光拠点の形成に向けたまちづくりを進める【府市】</li> <li>鉄道・道路・海上アクセス整備の取組を推進【府市】</li> <li>「大阪MICE誘致戦略」及び「大阪都市魅力創造戦略2025」に基づき、MICE誘致及びインバウンド促進に向けた取組を進めていく【府市】</li> </ul>
評価基準17	MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>MICE施設、各I R施設、送客施設について、認定区域整備計画に沿って設計等に着手</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗に合わせて、引き続き市場環境の予測に変更がないか等を確認しながら各種データ等の精緻化を図るとともに、認定区域整備計画に沿って、経済波及効果等を最大化するための取組や推計結果を実現するための取組等を着実に実施する</li> </ul>
評価基準18	来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核株主の出資により、大阪府・市への差入保証金、設計費用等の資金需要に適切に対応した</li> <li>令和6年3月にI R事業者・金融機関で融資契約を締結</li> <li>令和6年3月までにI R事業者・少数株主で株式引受契約を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した資金調達計画に沿って、資金需要に適切に対応しながら投資を進めていく</li> </ul>
評価基準19	2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗に合わせて、引き続き市場環境の予測に変更がないか等を確認しながら各種データ等の精緻化を図るとともに、認定区域整備計画に沿って、経済波及効果等を最大化するための取組や推計値の実現に向けた取組を着実に実施する</li> </ul>

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 3/3

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
評価基準20	I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年3月までにI R事業者・少数株主で株式引受契約を締結</li> <li>I R事業者・設計会社で設計委託契約を締結</li> <li>I R事業者・中核株主でデベロップメントマネジメントに係る契約を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、必要となる事業実施体制等を適切に構築していく</li> </ul>
評価基準21	財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核株主の出資により、大阪府・市への差入保証金、設計費用等の資金需要に適切に対応</li> <li>令和6年3月にI R事業者・金融機関で融資契約を締結</li> <li>令和6年3月までにI R事業者・少数株主で株式引受契約を締結</li> <li>建設コストの上昇による影響で事業費の増加が見込まれたため、令和5年9月に認定区域整備計画を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期投資に必要な資金需要については、認定区域整備計画に記載した資金調達計画に沿って適切に対応しながら、着実に投資を進めていく</li> <li>財務状況悪化のリスクが発現した場合は、認定区域整備計画に記載した対処方法に沿って適切に対応していく</li> </ul>
評価基準22	防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した取組に沿って、各I R施設の設計等に着手</li> <li>「夢洲等まちづくり事業調整会議」への参画等、設計・建設段階においても関係者との連絡・調整を行うことができるよう体制を構築</li> <li>夢洲における安心・安全なまちの実現に向けた取組を推進【府市】 <ul style="list-style-type: none"> <li>I R区域における液化化対策工事</li> <li>夢洲幹線道路や観光外周道路等の無電柱化</li> </ul> </li> <li>「夢洲等まちづくり事業調整会議」を活用し、I R事業者との間で必要となる工事調整及び情報共有等を行った【府市】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面については、認定区域整備計画に沿って、今後の詳細設計・施設整備において具体化していく</li> <li>ソフト面については、事業の進捗に合わせて、詳細内容等の検討を進めていく</li> <li>夢洲における安心・安全なまちの実現に向けた取組を引き続き推進【府市】</li> <li>「夢洲等まちづくり事業調整会議」等を活用し、引き続き、I R事業者との間で必要となる連絡・調整及び情報共有等を行う【府市】</li> </ul>
評価基準23	地域との良好な関係構築があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪IRの概要や調達・雇用の創出等の地域経済への効果について経済団体への講演を実施</li> <li>府民全体を対象とした説明会等を行うとともに、大阪IRの情報発信を実施【府市】 <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府下での説明会（5回/310名）</li> <li>地元企業向けセミナー（1回/50名）</li> <li>経済団体への出前講座（2回/252名）</li> <li>大学等への出前講座（12回/979名）</li> <li>情報発信（ポスター、インターネット広告）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪IRに対する理解を深めるイベントを検討・実施する等、地域との相互理解を深めるための活動に取り組んでいく</li> <li>効果的な取組となるよう事業の進捗に応じて工夫しながら、地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組を実施【府市】</li> </ul>
評価基準24	カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと	(報告対象外)	(報告対象外)
評価基準25	カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>I R関係法令等で定める基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手</li> <li>「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意</li> <li>I R施設について、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って設計等に着手</li> <li>「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（3.9%）【府市】</li> <li>「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（R5.3策定）に基づき、総合的かつ計画的に取り組んだ【府市】</li> <li>※ 個別の取組については、要求基準19のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けながら、I R開業に向けて対策内容を具現化していく</li> <li>治安・地域風俗環境対策については、大阪府・市等の関係機関と連携・協力し、認定区域整備計画に沿って取組を進めていく</li> <li>「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、取組を推進し、総合的かつ計画的に取り組んでいく【府市】</li> <li>I R開業までの警察署等の設置、警察職員の増員に向け、予算措置を含めて適切に取り組んでいく【府市】</li> </ul>

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪 I R 区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定条件に係る取組の状況

	認定条件	対応方針	令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
1	<p>カジノ施設や I R 全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ I R 全体の建築物のデザイン                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪 I R のデザインは、日本の伝統的な空間の美学を踏まえ、空間全体の一体感・調和から「風景」を作り出すことや、建物等を自然に見立て、遠景、中景、近景、ランドスケープと建物が一体となって、風景や空間を作るといった調和の中に、日本らしさとアイコンック性を見出すもの。</li> <li>・「結びの庭」を中心に、庭、建物群、四季や風景を一体的に調和させ、独自性の高い、日本にしかないリゾート空間を生み出すことをめざしている。</li> <li>・日本らしいデザインの強みをより感じられるよう、各建物の細かな設え、仕上げデザイン、部材・色味等、また、水・緑の配置や樹種等について工夫していく。</li> </ul> </li> <li>○ユニバーサルデザイン                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー動線や気候に配慮した円滑な屋内外の移動経路の確保、災害時の対応等も含め、ハード・ソフト両面からの取組について、詳細設計・施設整備において具体化していく。</li> </ul> </li> <li>○カジノ施設のデザイン                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本らしさを取り入れたデザイン及びカジノ施設の利用者が時間把握をしやすくなるような設え等について工夫していく。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所仕上げやデザインの形状、素材に和の要素を取り入れる等、日本らしさを表現する事を重要なコンセプトの一部と定め、各 I R 施設の設計等を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針に沿って、詳細設計・施設整備を進め、各デザインの内容等を具体化していく。</li> </ul>
2	<p>特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推計に用いる各種データ等の精緻化に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認しながら、推計に用いる各種データ等の精緻化を図っていく。</li> </ul> </li> <li>○推計値の実現に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・MGM及び国内外の M I C E パートナーとの誘致活動や運営検討の共同推進はもとより、大阪府・市、大阪観光局、I R 事業者等が一体となった公民連携での誘致活動に取り組む、M I C E 開催件数や消費額の増加に着実に取り組む。</li> <li>・効果的・継続的な顧客獲得に向けたマーケティング・プロモーション活動の実践、また、各 I R 施設やコンテンツの魅力を維持・向上するための資本的支出等に着実に取り組む。</li> </ul> </li> <li>○外国人来訪客の増加・集客に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米、豪州、中国に限らずアジア諸国など、世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪をめざして取り組む。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における観光・M I C E 需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。</li> <li>・外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認しながら、推計に用いる各種データ等の精緻化を図るとともに、推計値の実現に向けた取組や外国人来訪客の増加・集客に向けた取組を着実に実施する。</li> </ul>

※特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定条件に係る取組の状況

	認定条件	対応方針	令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
3	<p>特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。</p> <p>また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。</p>	<p>○カジノ事業収益の非カジノ事業への投資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ事業の収益等を活用し、継続的に非カジノ施設やコンテンツの魅力の維持・向上を図るとともに、展示等施設や宿泊施設の拡張整備等、長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組む。</li> <li>・長期的に非カジノ事業の収益増加をめざしていく。</li> <li>・毎年度の資本的支出（追加投資）は、適時かつバランス良く実施し、適切にカジノ事業の収益等の活用が図られるよう取り組んでいく。</li> </ul> <p>○幅広い来訪者が訪れるような集客の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い国籍・属性の来訪者を惹きつけ、楽しませることができるコンテンツの提供やマーケティング・プロモーション活動等の工夫を行い、多様な国籍・属性の来訪者が訪れるような大阪IRの集客実現に取り組んでいく。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針に沿って、開業準備及び開業後の事業運営に取り組んでいく。</li> </ul>
4	<p>特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。</p> <p>液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。</p> <p>土壌汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。</p>	<p>○地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な沈下計測の継続、沈下状況の把握・モニタリングを行い、早期・先制的な対策実施等に取り組む、想定以上の沈下進行が生じた場合には、専門家の知見も踏まえ適切に対応を検討していく。</li> <li>・継続的な沈下計測によつて的確に沈下状況を把握し、適時に段差解消を図っていく。</li> </ul> <p>○液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR事業者による追加調査や詳細分析等の実施並びにこれらの結果を踏まえて、大阪府・市及びIR事業者において協議・調整しながら具体的な内容を確定し、安全性の確保を重視・前提とした対策を実施していく。</li> </ul> <p>○土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に新たな事象が判明した場合においても、適切かつ迅速に対処できるよう、夢洲内で実施されている夢洲関連事業における工事状況等の継続的な把握を行うとともに、大阪府・市及びIR事業者での連携・連絡体制を構築の上、土対法等の関係法令等に則り適切に対応していく。</li> </ul>	<p>○地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下計測を継続的に実施し、沈下傾向に大きな変化が生じていないことを確認するとともに、沈下解析等を踏まえて地盤沈下対策の詳細内容を検討し、建物構造計画に反映しながら設計等を進めた。</li> </ul> <p>○液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月に大阪市から概算負担額の認定を得た上で、同年12月に液状化対策工事に着手した。</li> </ul> <p>○土壌汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態等が生じた場合に適切かつ迅速に対処できるよう、大阪府・市との間で連携・連絡体制を構築し、各種取組を進めた。</li> <li>・夢洲まちづくり事業調整会議等を活用し、夢洲内で実施されている夢洲関連事業における工事状況や新たな事象が判明していないことを継続的に把握・確認した。</li> </ul>	<p>○地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な沈下計測の継続、沈下状況の把握・モニタリングを行い、早期・先制的な対策実施等に取り組む。</li> </ul> <p>○液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画等に沿って着実に液状化対策工事を遂行していく。</li> </ul> <p>○土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康被害を防止するための措置を適切に行いながら、IR施設の建設工事等を適切に実施していく。</li> <li>・インフラ整備、万博工事、液状化対策工事等の状況等を継続的に把握するとともに、連携・連絡体制を構築の上、取り組む。</li> </ul>

※特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○認定条件に係る取組の状況

認定条件		対応方針	令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
5	地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗に応じて、より効果的なものとなるよう情報発信の内容の充実・工夫を図りながら、地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組を実施し、地域との良好な関係構築に継続的に努めていく。</li> </ul>	<p>&lt;IR事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪IRの概要や調達・雇用の創出等の地域経済への効果について経済団体への講演を実施し、また、今後の情報発信等の取組方針や進め方等について検討を行った。</li> </ul> <p>&lt;大阪府・市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府下での説明会（5回/310名）</li> <li>地元企業向けセミナー（1回/50名）</li> <li>経済団体への出前講座（2回/252名）</li> <li>大学等への出前講座（12回/979名）</li> <li>情報発信（ポスター、インターネット広告）</li> </ul>	<p>&lt;IR事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域との相互理解を深めるための活動に取り組んでいく。</li> </ul> <p>&lt;大阪府・市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>説明会については、開催時間帯等を工夫しながら開催を継続する。</li> <li>情報発信については、府民理解の促進の取組を進めていく。</li> </ul>
6	十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府・市は一体となって、IR事業者と連携・協力して、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合の低減をめざし、正面からギャンブル等依存症対策に取り組み、万全の対策を講じていく。</li> <li>「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」を制定し、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定した。</li> <li>大阪府ギャンブル等依存症対策本部会議において評価を行い、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組む。</li> <li>IR事業者においては、「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けるとともに、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、依存防止対策が実効性のあるものとなるよう取り組む。</li> </ul>	<p>&lt;IR事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ギャンブル等依存症対策委員会」を継続的に運営していくことについて合意した。</li> <li>大阪府・市との間で、IR事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。</li> </ul> <p>&lt;大阪府・市&gt;</p> <p>「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき主に以下のような取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高校生向け依存症予防啓発ツールを作成</li> <li>「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設</li> <li>ギャンブル等依存症相談支援アプリについて幅広く周知</li> <li>シンポジウム開催、啓発動画作成</li> <li>SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施</li> <li>弁護士による借金専門相談を実施</li> <li>医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成</li> <li>「（仮称）大阪依存症センター」の機能検討</li> <li>実態把握調査を実施</li> </ol>	<p>&lt;IR事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、IR開業に向けて対策内容を具現化していく。</li> </ul> <p>&lt;大阪府・市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき取組を推進し、毎年度の進捗状況について評価を行いながら、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組んでいく。</li> </ul>
7	前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図りながら、着実に認定区域整備計画を実施していく。</li> <li>IR開業後においても、適時必要な見直しを行いながら、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組む、大阪IRの持続的な成長を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績・知見のある民間事業者との間で関係構築・強化を図るとともに、当該事業者の協力も得ながら、日本らしさの観点も踏まえたコンテンツ等のあり方について検討を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各IR施設のコンテンツ等の具体化を進める。</li> <li>国内外の最新のトレンドや需要動向等も踏まえながら、「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出を図っていく。</li> </ul>

※特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。



# 令和5年度 大阪IR区域整備計画の実施状況の概要

## ○その他

項目	令和5年度に実施した取組（概要）	翌年度以降の方向性
著作権等の権利処理に係る再発防止の実施	<p>&lt;IR事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第三者のアート作品等の使用に係るプロセスの強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪IRの中核株主であるMGMにおいて、第三者のアート作品を商業的に使用する場合の枠組を作成・運用するとともに、アート作品以外の著作権資産についても、使用に係る枠組を構築・運用する等、IR事業者からの委託契約に基づいて事業遂行に必要な各種実務を実際に担っている中核株主等における取組により再発防止を図った。</li> </ul> </li> <li>○知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR事業者の役員及び中核株主等のIR事業の開発部門や著作物等を取り扱う担当者に対して、商標権・著作権等に関する基礎知識、著作物等利用における確認プロセス等についての研修を実施した。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;大阪府・市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○IR事業者等への指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR事業者及びMGM・オリックスコンソーシアムに対して、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識し、再発防止を徹底するよう指導した。</li> </ul> </li> <li>○著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府・市の広報に使用するため大阪IR株式会社から成果物の提出を受けるに際して、遵守すべき事項・確認体制等を定めた手引きを作成・運用するとともに、成果物に含まれる著作権等の権利処理状況の確認結果を一元的に保管・管理するための管理簿を作成・運用した。</li> </ul> </li> <li>○知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報で必要な諸権利（著作権・肖像権・パブリシティ権等）の基礎知識、具体的事例に基づくコンテンツ使用の注意点、IR事業者から成果物提供を受ける場合の手続等について、研修を実施した。</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;IR事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、引き続き、第三者のアート作品の使用に係るプロセス及び広報資料に使用する写真等の使用に係るプロセスを遵守、コンプライアンス意識の向上と教育の徹底を図り、再発防止に取り組む。</li> </ul> <p>&lt;大阪府・市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、引き続き、IR事業者への指導も含め、著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化、知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底を図り、再発防止に取り組む。</li> </ul>

※特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。